令和６年度阪神水道企業団経営懇談会

【開催日時】令和６年９月 30 日（月）15：00～17：00
【開催場所】阪神水道企業団尼崎浄水場１階大会議室
【出席者】
［経営懇談会委員］
水谷　文俊　委員（座長）
伊藤　禎彦　委員
道奥　康治　委員
足立　泰美　委員
井上　定子　委員
［阪神水道企業団］
吉田　延雄　阪神水道企業団企業長
長塩　大司　阪神水道企業団副企業長
その他、部課長級職員等
【懇談会内容】
１．確認事項
２．報告事項
３．懇談事項
４．その他

【配付資料】
・資料①　　阪神水道企業団経営懇談会（令和５年度第３回）会議要旨（案）
・資料②-1　令和６年度予算の概要
・資料②-2　予算特別委員会各市分科会意見一覧
・資料③　　経営戦略 2024 で掲げた主要施策について
・参考資料①　上下水道地震対策検討委員会報告書(案)（概要）
・参考資料②　新たな水循環基本計画の概要

（企業団）
委員の皆様方、大変お忙しい中、本日の経営懇談会にご出席いただきありがとうございます。
前回から日が空いてしまい申し訳ございません。本日は、本庁舎が改修工事中であり、会議室が利用できず、物音も気になるため、尼崎浄水場での開催とさせていただいております。また、折角ですので、希望される方に、この施設をご見学いただく機会も設けさせていただきたいとのことで、当地での開催とさせていただきました。

本日の会議ですが、昨年度、皆様方からもご意見を頂戴しまして経営戦略 2024 を策定しています。後ほどこの説明もさせていただきますけれども、この経営戦略期間は 12 年間なのですが、この間におきまして、分賦金を引き上げざるを得ないという状況になっております。経営戦略の見直しは 4 年後に行うことになるのですが、現時点ではまだ見通しという状況です。しかしながら、4 年後にはきちんと位置づけを定めざるを得ないと考えています。それに向けて、今後どのような対応をしていくかについて、色々と頭を悩ましているところです。

4 年後ということで時間もございますが、現在色々と状況も変化しつつございますので、そのようなことも含めて、これからの施策の展開について大所高所からのご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（企業団）

以上、企業長からご挨拶させていただいた。座長に進行をよろしくお願いする。

（座長）

それでは私のほうから議事の進行をさせていただく。

確認事項であるが、資料①に関して、令和５年度第３回経営懇談会の会議要旨（案）の公表の確認を行いたいと思う。発言内容については、既に委員の先生方に確認をしていただいている。この内容で企業団のウェブサイトに公表させていただきたいと考えるが、よろしいだろうか。

（全委員）

異議なし。

（座長）

異議なしとのことで、当案で企業団のウェブサイトに公表させていただく。

続いて、令和 6 年度の予算について、事務局から説明をお願いする。

（企業団）

～資料説明【資料②-1、資料②-2】～

（座長）

ただいま、事務局から説明のあった令和 6 年度予算に関して、何か質問や意見はあるだろうか。

（委員）

スライド 13 の予算の大要に記載の「出資金」というのは何か教えてほしい。

（企業団）
構成団体からの繰入金である。繰入の対象としては、建設改良費が主である。

（委員）
前年度と比べて大きく増加している理由は何か。

（企業団）
構成市からの繰入金に加えて、明石市の加入負担金のうちの出資金相当分によるものである。明石市の加入負担金は、分賦金相当部分と出資金相当部分２つから構成されている。企業団には出資金相当部分が入り、資本的支出の一番下に記載の出資金返還金という科目で構成市に出資金部分として 5 億 1200 万円を返還することとなる。この加入負担金のうちの出資金相当部分の動きが、前年度からの増加要因である。

（委員）
承知した。あともう一点。資本的支出の水利負担金についても教えてほしい。この項目も前年度に比べて半分になっているため、減少の理由を知りたい。

（企業団）
水利負担金は、日吉ダム建設事業の割賦負担金である。これは元利均等で払っており、水利負担金は元金部分にあたるので、元金が後半になると少なくなる。そのため、前年度に比べて、減少している。

（委員）
承知した。

（委員）
14 ページの資本的収支４条予算に関して、当該年度が前年度よりも企業債が増加している。一方で企業債償還金は、前年度に比べてほぼ同額となっている。
今回のように財源を一定企業債に依存するということであるが、今後、企業債をどのように起債していこうと考えているのか教えてほしい。

（企業団）
企業債の借り入れについては、これまでは管路更新、いわゆる期間が長いものに限って企業債の借入を行ってきており、可能な限り企業債借入の抑制を図ってきた。しか

し、今後は、令和７年度～令和８年度あたりに設備の更新が増加し、建設改良費が200億円を超える予定である。可能な限り更新の平準化を図ろうとしているが、設備を止めて工事をする必要がある等、制約があり、設備の更新が増えてくるため、経営戦略2024においては、設備も一定借入を行う必要があると考えている。
ただ、法定耐用年数の短い施設更新に関しても企業債借入を行うこととなると、短い期間で利息だけ払うこととなるため、適正ではない。そのため、設備更新に関して起債をする場合には、法定耐用年数が15年以上、事業費としては１億円以上という設備の更新に限って借入を行うこととしている。
なお、経営戦略の最初の４年間は、分賦金の固定費部分を前の水準を据え置くこととしている。それは、令和６年度予算の13枚目のスライドに記載の資金残額約130億円を投入するとともに、企業債の借入対象を広げることで対応することとしている。

（委員）
13ページの建設改良費の当年度予算額が、前年度と比べて倍以上になる。ただし、その一方で、ダウンサイジング等のいわゆる施設の適正化をするという話であったと思う。また、将来的には水需要が明らかに減っていく。それらを踏まえると、経営戦略2024では、この建設改良費は、余裕のある計画を策定しているということか。

（企業団）
今回の経営戦略策定時に、構成市から阪神水道に求める水量を調査し、ダウンサイジングを行うという前提で、建設改良費を設定している。そのため、余裕のある建設改良費ではなく、必要な建設改良費を計上しているということである。

（委員）
承知した。あと一点だが、先ほどの説明で、新規債務負担行為の設定というのが同じページにある。一定、限度額がある中で、限度額上限で起債するイメージでよいか。

（企業団）
基本的には限度額に余裕があるというものではない。今回は、事業という形でまとめて計上しているが、詳細内容は17枚目に記載している。限度額については余裕があるというものではなく、積み上げた数字であり、物価の高騰ということも続いているため、この限度額で果たしていけるのかという懸念もある。

（委員）
承知した。

（委員）
３ページ目に背景が書いてあり、経営環境の４つ目に低水温期におけるかび臭、有機フッ素化合物などという項目がある。その対応としては６ページ目の「適切な水質管理」の項目で、そのような水質の問題は発生しているが、必要に応じて対策をとっていくということであり、現在の浄水プロセスの範囲内でなんとか凌いでいくということか。

（企業団）
先生の発言の通りで、有機フッ素に関しては管理目標が基準になるのか等、明確でないということもあるが、現状、淀川では数字は大きくない。ただ、監視体制は強化していこうということで分析機器を購入している。
冬季かび臭に関しては、例えば粉末活性炭の投入で、さらなる濃度が上がったときにはというところは一定考えているが、大きくプロセスが増えるとか、変わるというものではないので、自動投入できないかという検討をしている。

（委員）
今日の午前中に、国土交通省の有識者検討会が開かれ、有機フッ素化合物については主要議題の一つだった。PFOS、PFOA については、認識されているとは思うが、順調にいけば年内にもう一回逐次改正検討会が開かれ、そこで正式に基準項目に格上げされることがほぼ確実である。もっとも経過措置等も設定される可能性はあるが。
もう一回検討会を開くと、基準項目への格上げが決定されることになるが、水道事業体としては準備ができている状況か。

（企業団）
現状では原水で 10ng/L 程度なので、問題ないとは考えているが、粉末活性炭や粒状活性炭で処理しているので、その交換頻度を上げることで対応できるのではないか等、実験も含め調査は行っている。

（委員）
原水で常に 10ng/L 位出るのか。

（企業団）
10ng/L を下回るぐらいであるが、現状は上限が 10ng/L 位である。

（委員）
了解した。受水市の中で、阪神水道からの用水供給に切り替えたところがあるという

資料を拝見した。これは国の委員会で本日も言っていたことであるが、私見を述べると、水質基準にするいくつかの要件を満たすのであれば、速やかに基準項目に格上げするのが良いと考えている。
これは人為汚染物質であって、地質に由来する物質でもなく、生成が避けられない消毒副生生物でもないので、対策が取られることにより検出されなくなる、あるいは濃度が十分低くなって、必要がなくなれば、再び基準項目から格下げすればよい。
つまり、基準項目への格上げ、対策実施、再度格下げ、というプロセスが、速やかに進むのがよいと考えている。そのように発言していきたいと思うので、備えていただければと思う。

（企業団）
先生の発言の通り、基準としては、水道基準になる要件が揃っていると思うが、アメリカでは基準がかなり厳しくなっており、それに対する対策については国からお金が出るというような話や、原因者である化学会社が負担をすべきという話もある。一方、日本ではそのような原因物質を取り除くことに対してあまり積極的ではないように聞こえており、基本的には全て水道事業体で対応することが議論されている。
そうなると、水道料金に跳ね返ることになるため、水道利用者が負担することになると思うが、今後、このあたりはどのように考えられているか。

（委員）
発言の通り、そのようなことを求める声はもちろんある。しかし、国もない袖は振れないので限界はある。発言内容は理解でき、その通りであるが、できる範囲での対応になると考えている。

（座長）
他に何かあるだろうか。それでは特にないので、懇談事項に移りたい。

（企業団）
～資料説明【資料③】～

（座長）
それでは、ただ今の説明を念頭に置き、意見をいただければと思う。

（委員）
説明の最後の方に潜在的な水需要と説明あったが、その一方で潜在的なリスク、特に自然災害に対するリスクもある。

そのような、今まで考えられなかった潜在的なリスクと潜在的な水需要を明確にした上で、それらが実際に現れた際にどうなるのか、阪神水道に依存している構成市、自治体、あるいは国民にも分かるように公開しても良いと思う。

もう一つは、2024 年の経営戦略なので、2030 年という SDGs の目標年が見えてきている。そのため、何らかの総括が必要になると考える。今は、SDGs の各目標がそれぞれどこに該当するのかタグ付けをしているが、阪神水道に限らず、日本全体、あるいは SDGs に責任のある各国で、事業ごと、プロジェクトごとに総括を示していくことが、2028～2029 年あたりから求められると思う。以上を経営戦略の中に入れても良いと感じた。

（企業団）

潜在的な水需要については明確に記載していない。12 ページの右側に兵庫県の図面がある。この中で、阪神水道の構成市の水需要自体は、徐々に減ってきているということが明らかとなっている中、阪神水道と兵庫県という大規模の用水供給事業体が 2 つ並んでいることもあり、ダウンサイジング等を考える必要があると思っている。しかし、この兵庫県の供給エリアであるとか、その外側のところでは、施設を自分のところで持っておくのかどうか、そこを更新できなければ、用水供給事業体に頼ることになるが、その辺りが徐々に変わってきており、色々なところで、そのような話がある。そこで、そのような話に関して、阪神水道として兵庫県とどのように考えていくか、情報を集めていきながら、２つの安定した水源を他の水源も含めて兵庫県の南部でどのように効率的に活用していくべきなのかについて考えていかなければならないので、今回はこのような表現としている。

（委員）

先ほどの潜在的な水需要は、スライドの 12 に記載のオレンジ色のところ、いわゆる県水といわれるものと理解してよいか。

（企業団）

はい。

（委員）

そうであれば、平常時において、県水から企業団に切り替わるという理解でよいか。つまり、県水の範囲が減っていき、ブルーのラインが増えていくという可能性があるということか。それとも、道奥先生が発言されたように、何かのトラブルがあったときを想定した話なのか。ダウンサイジングや料金といった話は、水需要が前提条件であるので、この潜在的な水需要をどのぐらいの実現可能性で考えるべきなのかがわか

らなければ、我々の議論も進まないと考えるが、どうか。

（企業団）
見えていないところがたくさんあるが、兵庫県水では、今の水源に余裕がない状況になっている一方で、阪神水道の水源、つまり淀川はかなり安定しているとともに、今の状態としては、100%使っているような状態ではない。
その中で、例えば、周辺の都市が兵庫県水からもっと水が欲しいという要求があれば、兵庫県水としてはもう増やすところがない。そうなると、では阪神水道から送れるなら、この地域全体で需要が賄えるという話になってくる。例えば、人口減少もあり、今の状況の中でちょうど賄えるという話もあるので、具体的な水量を把握した上で兵庫県水の水源と阪神水道の水源を使ってこの地域をどのように全体として活用していくかについて話が出ていると考えている。ただ、今のところまだ、災害リスクについてまでは話はできていない。

（委員）
ここでリスクという場合、県が考えるようなレベルで、我々も考えていくべきかについてこの場で議論してくださいということか。そこが理解できない。
なぜ今まで潜在的な水需要の話が出てこなかったのか。急にこのタイミングで話が出てきたところも不思議に思う。そのため、何か環境要因があったのかと推察するが、どうか。

（企業団）
突然出てきた話ではない、阪神水道が平成 29 年に宝塚市に供給を開始しているのも同じような内容になる。そして宝塚市と同様に、来年度から明石市に供給するので、阪神水道として、他にも宝塚市や明石市と同様の考え方をどこまで適用していくべきなのかということである。
阪神水道は一部事務組合であるので、基本的に構成市に対してきちんと水を送るということが第一である。しかし、施設として余裕ができれば、その施設をうまく使えば構成市にもメリットが出てくる。そこで、施設に余裕ができてきたときにその施設をどのように活用すべきかについて、企業団としても色々と考えているところである。

（委員）
ダウンサイジングについてであるが、一旦施設規模を下げてやはり必要だから上げるといったように、変えることができるものなのか。それとも、一旦下げたらもう戻れないのか。

（企業団）
今回のダウンサイジングは、8ページの図面を見ていただくと、オレンジと赤と青とあるが、真ん中の赤い部分を施設として止める。それで、壊す部分もあるが、構造物については残す部分が多いので、休止してあとはその設備を更新しないということである。そのため、程度によるが、もし水量が足りなくなれば、設備は新しく入れることで対応可能であると考える。

（委員）
了解した。

（委員）
先ほどの資料における、兵庫県水と阪神水道の供給エリアであるオレンジの部分について、２つの広域化が考えられる。１つは、兵庫県水の供給エリアであるオレンジの部分を広げていく広域化である。もう１つは、代替補完関係で水色の部分の阪神水道が広がるものである。これらは、明石市に対しての新規供給を神戸市への第三者委託を行うことによって実現した事例もあることから可能と思われる。
なおかつ、既存の部分に対して一旦中断するという話があったが、これを工水に対して提供していくという話も資料の中に記載されていた。現時点ではストップしているかもしれないが、工水に一定量代用するのであれば、この潜在的な可能性として３種類考えられると思う。
これらの話の書きぶりについては、この先の協議次第のため、ぼやかした書きぶりになると思うが、整理しておくことは可能であると考える。
用水供給事業体が２つ、いわゆる企業団と都道府県営でやっているところというのは、他の都道府県もある。今、47都道府県のうちの半分ぐらいは県営水道を使っているので、モデル事業として応用できる可能性がある。この地域がトップバッターとして実施していくことも可能性あるので、国交省や、総務省にPRできるような資料作りがあっても良い。

（企業団）
供給エリアを広げるというイメージよりは、困っているエリアに水道水を届けることで、兵庫県全体として安定的に水を送ることができるシステムを作るというような考え方である。
そのため、無理やり阪神水道の供給エリアを広げるための取組を考えるのではなく、全体として兵庫県と阪神水道でこの安定した水源をどう使っていただくかを考えていく必要がある。
施設についても、確かに今は止めるが、今後の更新を考えると、猪名川浄水場はあま

り広い用地があるわけではなく、ある程度、面積的に空き地がないと更新しづらいので、そのことも加味する必要がある。第一に考えるのは、今よりも増やすことよりも、減ってくる水量に対して、どこか供給を増やすところがないかということである。また、必要であれば施設を増やすことが、次の段階であると思っている。

（委員）
施設を増やすことは、こちらも全く意図していない。施設を増やさずに、今の施設を所与として、需要量が減る状況下で、物理的な範囲を広げることになると思った。そのため、そこには施設を増やすという概念は一切ない。

（企業団）
まず前提条件として、用水供給事業体は２つあるが、それ以外に各市が自己水源を持っている。これが徐々に持ちきれなくなる可能性があり、そうなると自己水源を止め、用水供給事業体からの受水で賄えないかということになる。そして、用水供給事業体では、供給する水道の量が増えていく。場合によっては、阪神水道が、市町村の施設を運営も含めて実施していくことも選択肢としてはあり得る。
その上で、阪神水道がどのようにしていくのか考えることは難しく、我々だけでは決められない。逆に言えば、今までの阪神水道は、構成市に安定した水を送る役割に留まっていた。
しかし、今、この話は、その企業団の役割をもっと広げるべきではないか、つまり、兵庫県水も含め、どうしていけばいいのかというところまで役割を広げるべきかどうかという、議論を始めたところである。
そこが用水供給事業あるいは一部事務組合として、やっていくべき話なのか、どこまでやっていくべき話なのか、もっと言えば、兵庫県内で収まらず、大阪も含めて淀川から水を取っているという水系というか流域も含めて考えるべきなのか、どこのスタンスに立って、どのように見える化をしていけば良いのかということも含めて色々と悩んでいるところである。そのような状況をご理解いただいた上で何か意見をいただければと思う。

（委員）
この話は、これから新たに順次顕在化していく問題であると認識した。
各市町村は自己水源を持っているが、現実問題としてその自己水源を今後更新して維持していくことが困難であるので、やむを得ず用水供給に切り替えるか、あるいは受水量を増やすということになるが、それらは既に他地域での各市町で起きている。
京都府営水道の受水団体の中でも、自身の所有の配水池の更新をやめ、府営水道を受水する方針とした事業体がある。このように現実的な話である。

ただ、今、議論されているように、どれぐらいの水量がありそうかということを定量化することは難しいだろう。
であれば、当面は兵庫県と阪神水道と内々に話をすることになると思う。そのような話は、大抵の場合、このような懇談会の場に具体的な水量を出すことが困難である。
しかし、今、企業長が発言されたように、このような話は、兵庫県全体の話でもあるので、そういう話こそ、兵庫県のリーダーシップを求めたいところである。水道法改正前から県の広域化推進プランを作成し、兵庫県の役割強化という方針を打ち出し、色々と進めてきた。国も県もリーダーシップを発揮できる体制を持たないといけないし、施策を展開していく必要がある。

（委員）
今、阪神地域全体での企業団の役割ということで、色々と意見が出たが、そもそもは、構成市に対してどれだけ水を供給するのかを基本として事業を行っている。ということは供給責任がある。
仮に水余りの状況ならば、近隣市に供給できると思う。平時はそれで良いが、災害時に水が供給できないときのルールを構成市と構成市ではない団体間で決めないといけないと思う。
そうすると、施設規模の話になる。ダウンサイジングも平常時と災害時にはどこまでやれるかの話も盛り込み、規模を考えないといけないとなるので、災害時に、どういう場面で用水供給ができなくなるのかといったことも整理する必要がある。
例えば、市町村の場合、先ほど伊藤先生が発言されたように、各市は非常時のため自己水を用意するが、平常の段階で維持できなくなると、それをやめて、用水供給を受けたいという動機が働く。しかし、災害時に用水供給が停止した時のため、施設を持っておきたいという考えがあると思うので、それも含めて用水供給側はどんなものがあるのかを考えないといけないと思う。
そのときに、今はほとんどが淀川から取水しているが、淀川が使えなくなるリスクはないのか。
あるいは兵庫県水からも、持ってくることも考えるとか、取水のリスクも考える、それから、設備、管路、浄水池等の地震リスクの考慮が必要になる。
それを整理した上で、平常時はこれだけやり、災害時のリスクを考えると、ここまでは維持するとか、そのときに、構成市と構成市以外の利用者に対し、供給できる範囲はどこまでなのかというところまで、考える必要があると思った。
だから、企業団の役割を考えるときに、あくまでも一番は構成市に対しての役割があり、そこを明確にした上で、次に近隣自治体に構成市として入ってもらうのか、あるいはそれとは違う役割として契約するのかは考える必要がある。
また、県水はコストが高いので、阪神水道から受水したいという場合もあると思うの

で、そのようなケースについては、経営懇談会でそのまま議論するのではなく、伊藤先生が発言されたように、県水と阪神水道で課題等を共有し、阪神地域全体の水供給のあり方はどうすべきなのかを決めた上で、議題に出してもらいたい。

（企業団）
今の意見の中で、一部事務組合の役割として、構成市が一義的ではあるが、例えば災害時には、構成市以外の市町村に対して水供給を行うという役割も持つべきではないかと、料金体系の問題はあるが。
少し大きな話になるが、これからそのような役割は出てくる可能性があると思うか。

（座長）
非常に難しい悩ましい問題である。阪神水道の水供給に関して維持コストは誰が負担しているのかというと、一義的には構成市が持っている。災害時にどうするのかというのはあくまでも協力の段階。
構成市が、近隣市の需要がこれだけあるならば、自分たちもこの程度までは我慢して、みんなで分け合うというようなものをあらかじめ決めておくことが必要かとは思うが、それはなぜかというのもある程度明確にしておいたほうがいいと思う。
例えば、企業ならば、材料が不足し分けるとなったときに周りの企業に対して協力するというのは分かるが、曖昧にしておくと揉める原因になる。

（企業団）
了解した。参考資料に入っているが、国によって、水循環基本計画というのが新たに作られている。この参考資料の１ページの中で、１から４まで新たな考え方が加わっている。
その１のところで、今回の能登半島の地震を受けて、代替性あるいは多重性を確保すべきという話が出ており、これはイメージとしては使わなくなった井戸等を利用するイメージで書かれているが、もしかすると今のお話で、水道用水供給事業体がエリア以外に補填するといった可能性も出てくると思った。もっともそれも含めてこれからどこまで考えられるかというのはあるが。

（座長）
授業で公益事業とは何かというときに、企業性と公共性という２つの側面があると教える。企業は利潤を求めるのはわかるが、同時に公共団体は利潤と関係なく、公共性を考えてやっていると思う。
しかし、企業団と呼称するように、採算を意識し、かつ公共的な役割も担うという両面があるため、非常に難しいところがある。そのうえで災害時には、公共性をゼロと

いうわけにはいかないので、例えば日本水道協会など、エリアを超え、様々な協力体制を作るというのが必要になる。
今の議論は、阪神地域全体のところで県水や阪水においての、自治体との関係をどうするべきなのかというのは整理が必要だと思った。
平常時は大丈夫だが、非常時にどうするかが一番難しい。

（企業団）
阪神水道企業団の構成市における阪神水道の水量割合というのが、宝塚市以外は約９割が阪神水道協団から受水しており、高い割合になっている。まずそこが、阪神水道としては非常に重い責任があると考えているところである。
もう一点、阪神水道は、阪神淡路大震災の時に、地震前日の供給水量の７割までを地震翌日に送水したが、構成市の管路被害が大きいので、漏水調査をやるにも水が全然足りなかったという話を伺った。阪神水道には災害時においても、一定以上の送水は行ってほしいという意見もある。
ただし、構成市も経営が非常に厳しくなり、阪神水道はダウンサイジングを実施することとしている。そのため、一定の施設更新が可能な程度の予備力しかないので、今後の災害対策も含め、どう確保していくのか議論しなければいけない時期にきている。同時に、水量の減少期に入ったことが、議論を難しくし、悩んでいる。

（委員）
先ほど、リスクの話が出たが、一方で水需要という、どちらも潜在性がある、そういう話を考えるときに、水谷先生が発言されたように、リスクは当然全体で考えないといけない話だが、水需要も全体で考えないといけない時代になってきたという印象をうけた。一つの機会としてSDGsの2030年という目標達成年度は転機になるのではないかと思う。
SDGsのDは進展、発展ということだが、2030年の次のとるべき行動というのは、発展を外さなければならないという話もある。
そういう、いわゆる脱成長シナリオになったときに、公共財としての水を考えると、従来の各自治体の水道、あるいは事務組合としての阪神水道の所掌する水資源というのを、取り払わなければならないという一つのきっかけになると思う。
そのときに、阪神水道、兵庫県下の各水道事業者を含めて、水道企業団そのものの使命を考え直さなければならない時代になるのではないかと思った。

（座長）
他に、意見はないか。今、議論のあった役割の話だけではなく、他にも料金等も将来影響されてくると思うので、そこも含めて何かあれば。

（委員）
潜在的なものが入ってくると、現実のお金を計算するのが非常に難しい。それに加えて、今、議論のあった責任や役割を加味した場合、どこまで含めるのか我々では決めることができない。
しかし、実際にお金は足りなくなり、値上げするにしても、結局はタイミングの話と、値上げ幅に関わってくるが、利用者負担から考えると、災害時のことに加えて、潜在的な地域全体のことまで含めた料金は、不安材料にしかならない。
そもそも、企業団の役割について、企業団自身で決めるものなのか、伊藤先生が言われたように、全体としての役割を考慮すべきなのかというのは、少なくとも、料金を考える際には、もう少し具体的にならないと、トラブルのもとになると思う。
従って、その潜在的需要を、具体的にどこまで今の段階で見込むのかを決めておく必要があると思う。しかし、この点議論の中で、揺れており、その中で料金の話までするのは難しいと思う。
ダウンサイジングの話は、企業団の中で問題を解消できるが、料金の話は外の人を巻き込む話になり、問題が大きくなる。よって、まずはその潜在的需要をレベル分けし、料金シミュレーションを考える。次に、どこまでが許容範囲かをシミュレーションにより見極め、ここまでなら潜在的需要として見込むことが可能であるというように、逆算する必要があると思う。

（座長）
井上先生が非常に重要な指摘をされた。コストを積み上げた結果、料金を算出したときに、許容範囲を超えても、これだけ整備するというのは違う。
ここまでが払える料金の範囲というところから、コストを見直していき「ここまでやる必要があるのか」という視点が必要だろうと思うが、そういうことでよろしいか。

（委員）
はい。

（座長）
公共部門は、コストを加算していく過程で、許容範囲を超えてしまうことがあるので、その点は注意する必要があるということだと思う。他にどうか。

（委員）
資料、阪神水道企業団経営戦略 2024 の 24 ページに水量と分賦割合という記載がある。2024 年から 2035 年、12 年間の財政収支を踏まえ 2024 年から 2027 年の４年間の

分賦割合を定める、と記載がある。
　そして、３部制に対応し、2027 年度以降については、旧分賦基本水量の分賦割合も定めると記載がある。
　阪神水道企業団経営戦略 2024 の 24 ページ一番下に、分賦割合という画像があるので、おそらく、井上先生が発言されたようなシミュレーションは実施しているのではないかと推察する。
　まず、このあたりの井上先生方の疑問に対する回答を説明してもらうのがいいのではないかと思った次第である。

（企業団）
　令和元年度以前、企業団の分賦金は、単一の分賦割合であった。その次の段階で変動費と固定費に分けた。
　それぞれ変動費部分は 9 円 52 銭、固定費部分は 51 円 06 銭、ほとんどが固定費となるが、今回、経営戦略 2024 策定時に、動力費の高騰等があった。それを踏まえ、変動費に関しては 2 円強を増加させ、分賦割合を 12 円 08 銭とする。
　ただ、固定費部分は、147 億円の負担総額だが、１立方メートルあたりにすると、51 円 06 銭というものを変えないこととした。
　次に、2027 年度に施設のダウンサイジング、水量を大きく減らすことになり、そのときに、構成市間で公平性を確保する必要性があり、固定費をさらに 2 分割にすることにした。ダウンサイジングを実施するまでに、令和 8 年度までに借り入れた企業債の償還の元利、これについては、これまでの分賦基本水量の割合、配分水量比率で負担願うものである。
　ただ、令和９年度以降の借り入れ分、それからその他の経費は、新たな分賦基本水量の割合で負担願うということで２分割にした。それで、旧の分賦基本水量で負担願う負担総額は 28 億円。新たな分賦基本水量の割合での負担総額は 119 億円ということで、合計 147 億円を据え置くものとした。これが、経営戦略 2024 における分賦割合の内容になる。
　足立先生から、井上先生の指摘された潜在的部分というのが、ここに含まれるのではないかという発言があったが、潜在的部分は、ここには入っていない。水量がどの程度になるのかについては、兵庫県営水道と協議を始めた段階であり、兵庫県営水道と協議を進め、経営懇談会の場で先生方に示せる段階になれば、改めて説明したいと考えている。

（委員）
　社会的な責任や役割をもっと広く考え、需要を見込むほど、ダウンサイジングをあまり行わないことになる。すると企業団の施設と構成市が求める水量との乖離９％減とい

う話が、もっと上がっていく。縮小割合が小さくなるとコストが上がる。

（企業団）
はい。

（委員）
ということは、負担金も単純に増えることになる。その負担金を構成市に負担させるのかというのが、次の議論になるという理解でよいか。

（企業団）
ダウンサイジング割合の減少と負担増はイコールではない。ダウンサイジングを段階的に避けるイメージになり、例えば、猪名川浄水場の沈殿地で4万2000㎥/日の処理能力があるが、それだけ下がれば一池停止できるので、その間で、例えば、明石市送水は1万4000㎥/日なので、その範囲内でいけるという話になる。
コストは、ランニングコストは動力費なので水量によって変わるが、施設の管理費は施設がどれだけ稼働率が上がるか、残存施設が変わらず、送水量が増加すれば、維持管理費は一緒である。確実にコストが上がるわけでもなく、下がる場合がある、維持費が変わらず、供給水量が増え、収入が増えると、構成市のコストが下がることにもつながる。

（委員）
だが、それは潜在的だから、顕在化するかどうかが分からない。

（企業団）
その通り。潜在的なものは、基本的に計算できない。

（委員）
計算できないにもかかわらず、潜在的なことを見越して料金計算に入れていく。しかし、実現しなかった場合は、潜在需要のためのコストが構成市負担になる。

（企業団）
水需要が減少しているので、減少分まで増やすのは可能。そうすれば、費用をかけず対応可能である。

（座長）
井上先生は、民間と公的部分の違いがあったときに、これだけ必要だと考えるもの

が、その許容範囲、例えば料金改訂までやる必要があるのか、甘く見積もってしまう可能性があることを指摘されていると思う。
公のためだからと、これもあれもとなり、結果、コストアップにつながり料金上昇につながることを懸念されている。それはよくある。
なぜ公的部門が民間部門より甘くなるのかというような研究等もある。
その懸念があるため、きっちりとシミュレーションをした上で、払える範囲の料金をシミュレーションしないと、どんどん拡大することを懸念されていると思う。

（企業団）
潜在的な需要は今まで料金シミュレーションには入れていない。おそらく入れられないと思っている。
ただ、今後、施設規模が縮小する中で、需要が生まれるかもしれないときに、将来的に話が決まればシミュレーションして料金を決めていく。先生が発言されたように、余裕として残そうということは考えていないが、ただ料金は別で、施設規模として、今後、どうすべきか。
積極的に阪神水道が出ていくべきなのか、あくまで構成市の需要がまかなえる範囲で余裕ができれば、そこに供給することも考えていくべきなのかということを、いろいろと考えているところである。

（委員）
そうなると、潜在的な需要は、料金に反映しないという話か。ダウンサイズに直接効いてくるなら料金に反映されると思われる。今の発言では理解ができないので補足説明をしていただきたい。

（企業団）
シミュレーションが今すぐお金の話になるのではなく、まず、そういう潜在的需要に関しても、相手の状況、時期によっても変わってくる。
少し先であれば、水量が減少する。そこに余裕ができてくれば、ここで対応ができる。そういうことであれば、既存の構成市の負担が減る可能性はある。
だから、現有施設 90 万㎥/日の範囲内で潜在需要に対応できれば、費用は変わらないということになる。だから、その前提となる、時期、水量、そこをまず整理し、近年そういう需要があるのなら、今、ダウンサイジングするのをどう考えるのか、先ほど技術部長が発言したように、構造物については一部潰すが大部分が残るためコスト増にならない部分もある、設備については、更新が必要であり、そのコストが増える。

（委員）

そうなると、潜在的需要は平常時を前提にしているので、災害時は含まれていない、今の説明はその理解でよいか。

（企業団）
はい。

（委員）
しかし、潜在的需要を料金シミュレーションに織り込むかどうかを考える際、平常時を想定するかどうかについても、あわせて考えていただければと思う。

（座長）
委員の意見として、こういったことに対して考慮してほしいということなので、ぜひ検討をお願いしたい。

（企業団）
逆に質問で、そういう潜在的な需要、あるいは潜在的なリスクに対して、誰が負担すべきなのか、あるいは、他の事例でもいいのだが、こういう事例があり、全然違う人がこう負担している、という事例等があれば、教えていただきたい。

（座長）
具体的に、例えばどういう状況というのを発言してもらえたらいいのか。

（企業団）
国が払うなら、イメージがわかるが、それ以外に、例えばリスクを受けたときに、リスク被害者たちのために、自分たちも費用を支払うというような仕組みみたいなものがあるのかどうかなのだが。

（座長）
構成市以外でということか。

（企業団）
構成市以外でということである。

（座長）
そういった状況に対して、何か発言があるか。

（委員）
例えば、資料に官民連携の記載があるが、例えば、末端給水事業体は今、官民連携の方向に進んでいる。その際、プロポーザルの中で業務仕様書を作る。
例えば、物価高騰によって、今の委託契約料に対し、どれだけそのリスクを分担するのか、そういったことも求められる。これは業務委託契約で必ず存在するリスク管理、この中の一つとして、潜在的なリスクというのはどうしても出てくる。
物価高騰といったものは推測できないので、事前に契約書の中に盛り込むことは参考になるのではないかという提案である。

（企業団）
はい。

（委員）
別の質問だが、先ほどから井上先生が発言されているような、外部性について私も気になっている。いわゆる受水費負担。阪神水道にとっては、構成市に対しての分賦金ということだが。
この受水負担が著しく大きい、いわゆる３条予算の中の収益的収支の中に占める受水費の負担というのが大きいというのは、末端給水事業体では当たり前のことと思う。今まさに受水費の負担を大きくする恐れがあるという話にもつながるかと思う。
この辺りについては、例えば、神戸市は水道料金を変えた。今ある受水費の負担でシミュレーションしているので、受水費負担が変わると神戸市の料金改正に影響をもたらす恐れがある。
このあたり、実際にどのくらいの影響までを許容範囲と考えていくのか、そうなると、構成市の料金改正に与える影響の度合いまで見る必要があるかもしれない。
特に、水道法が「広域化を行うことにより、料金改定を含めて検討してほしい」という内容で改正になった。従って、神戸市に限らず、末端給水事業体は、料金改定が今起きている最中である。しかも、上水道だけでなく、下水道部分もやっている。
例えば、姫路市は、今年度、上水道と下水道両方の改定を行わなければならないために、わざわざ改定費の上限率を抑えている。そのようなことを行っているので、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、明石市の経営戦略がどうなっているのか、チェックする必要があると思った。

（委員）
９ページ、人材確保の話だが、大学で人を送り出す側からすると、もう少し積極的に行うべきと考える。具体的には、学校訪問やインターンシップ案内は、ぜひ夏休み前にやっていただくのがいいと思う。

これは３３年生と修士１年生に対してである。夏休み中にインターンシップに来てくれるように導くのがいいだろう。そこは唯一民間企業と競合できるところである。
彼ら彼女らは夏休み期間中に民間企業のインターンシップに参加し、今の時期以降、秋から冬にかけて就職活動に入っていく。就職活動に入る時期までには民間企業にするかどうかを決定してしまっている。彼ら彼女らが民間企業に就職するという意思決定をする前に、学生にアクセスしてインターンシップに導くというのがいいと思う。
一方、これは質問だが、今の内定辞退者というのは、そんなに多いのか。

（企業団）
内定を出して実際に辞退されるという事例は、毎年、４人に１人ぐらいある。

（座長）
企業団の方から、何か聞いておきたい事項があればと思う、何かあるか。

（企業団）
今、阪神水道は色々と経営努力策を実施している。その中でダウンサイジングがあり、官民連携があり、資産売却もあれば、資産の有効活用等を実施している。
広域連携もその中の一つで、先ほど言った宝塚市、明石市に供給することにより、施設を有効活用し供給水量を増やすことで、今の構成市に対して経営改善につながる。こうした施策が出尽くした状況であり、何か他に経営改善、経営努力につながる案があれば、教えていただければと思う。

（委員）
様々な取組を行っていることは分かった。その上で、例えばバリューフォーマネーがどの程度なのかというのはよく出されてくるかと思う。
先週、総務省で勉強会があり、広域連携についての議論があった。ご承知のように岩手中部、中空知広域、群馬県、群馬東部、大阪広域と、進んできている状況である。その広域連携を行うことにより、どれだけのメリットがあったのかという報告書が様々なところから出ている。
阪神水道が実施している内容は広域化の話であると思う。広域化をやってきた効果を可視化するようなレポートを出してもいいと思う。
その上で、先ほどの官民連携の話があったときに、福知山市は官民連携を行って、６年目に入っており、その中でマッピング等を行いながら漏水率を下げてきている。漏水率を下げる際にDXを活用しているが、どこの部分の漏水率がどれだけ改善されたのか、すごく分かりやすいものを使っている。
これは民間だからなのか分からないが、もう少し見せ方をうまくしてもいいと感じ

た。既に様々なことをやっているのであれば、それがどれだけ効果があるのか、この辺りの見せ方を工夫できると思う。

（座長）
最後に事務局からの案内をお願いする。

（企業団）
次回の経営懇談会については、令和７年３月頃にお願いしたい。具体的な日程、今日の懇談を求めた懇談テーマについては、座長へご相談の上、ご案内させていただく。

（座長）
以上で本日の懇談会を終了する。